

Title	コーポレート・ガバナンスとディスクロージャーのモデル分析
Sub Title	Model analyses on corporate governance and disclosure
Author	太田, 康広(Ota, Yasuhiro)
Publisher	
Publication year	2012
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2011.)
JaLC DOI	
Abstract	監査人に対して有限責任制を導入したときの監査リスクへの影響を分析した。有限責任制の導入によって、固有リスクが高くなり、発見リスクは低くなるものの、全体としての監査リスクは高くなる。また、確定決算主義のモデル分析を行なった。操作前利益に含まれる不確実性が十分に大きい場合か、経営者の報酬スキームについて情報の非対称性があまり大きくない場合、確定決算主義にもとづく会計利益のほうが価値関連性が高いことがわかった。
Notes	研究種目：基盤研究(C) 研究期間：2009～2011 課題番号：21530476 研究分野：社会科学 科研費の分科・細目：経営学・会計学
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_21530476seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_21530476seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 5 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530476

研究課題名（和文）コーポレート・ガバナンスとディスクロージャーのモデル分析

研究課題名（英文）Model Analyses on Corporate Governance and Disclosure

研究代表者

太田 康広（OHTA YASUHIRO）

慶應義塾大学・大学院経営管理研究科・教授

研究者番号：70420825

研究成果の概要(和文): 監査人に対して有限責任制を導入したときの監査リスクへの影響を分析した。有限責任制の導入によって、固有リスクが高くなり、発見リスクは低くなるものの、全体としての監査リスクは高くなる。また、確定決算主義のモデル分析を行なった。操作前利益に含まれる不確実性が十分に大きい場合か、経営者の報酬スキームについて情報の非対称性があまり大きくない場合、確定決算主義にもとづく会計利益のほうが価値関連性が高いことがわかった。

研究成果の概要(英文): The current study examines how limiting auditor liability affects audit risk and its components. Limiting auditor liability increases inherent risk, audit quality, and overall audit risk. Further, the current study compares the value relevance of accounting earnings in the conformity case that taxable income must be equal to accounting earnings with that in the decoupling case that taxable income may be different from accounting earnings. The value relevance in the conformity case is greater than that in the decoupling case if the *ex ante* uncertainty in the unmanaged earnings is sufficiently large or the information asymmetry between the manager and the capital market regarding the manager's compensation scheme is sufficiently small.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：分析的会計研究、ゲーム理論、監査リスク、監査報酬、有限責任制、価値関連性、確定決算主義、利益マネジメント

## 1. 研究開始当初の背景

本研究課題は、企業会計の問題のうち、コーポレート・ガバナンスとディスクロージャーの関わる問題について、主として、情報経済学（不確実性と情報の経済学）の視点からモデル分析することを目的としていた。企業の利害関係者、とくに、経営者・取締役会、資本市場・製品市場の参加者、会計監査人、

株主といったさまざまなプレーヤーあいだの戦略的（ゲーム理論的）交渉において、会計情報が果たす役割に着目し、常識では理解できない現象の理論的解明を課題としていた。とりわけ、日本固有の制度的要因が重要な役割を果たすモデルを構築し、その分析に取り組んだ。

1980年代以降、会計の分析的研究では、契

約理論(エージェンシー理論)の枠組みの下、管理会計の理論研究が盛んに行なわれてきたが、ディスクロージャーの理論研究の端緒となった Verrecchia (1983)や、戦略的監査論 (Strategic Auditing) を創始した Fellingham and Newman (1985)以降、財務会計や監査の分野においても、分析的研究が重要視されるようになってきた。

しかし、従来のディスクロージャーの分析的研究では、モデルの設定が一般的であり、ある意味で、情報経済学やファイナンスのモデル分析と大きなちがいはなかったといえる。会計の理論的研究としては、もう一段、制度的詳細に立ち入ったモデル分析が必要とされている。

近年、制度的詳細に踏み込んだ設定の下で、企業がどのような情報を公開するのか詳しく分析する研究が現れている。たとえば、Beyer (2008)は、証券アナリストが利益操作前の真の利益についての情報を得て、アナリスト予測を公表したあとに、経営者がどのように利益操作をするのかを分析し、経験的事実と整合する命題を証明した。具体的には、アナリスト予測が楽観的になること、アナリスト予測は上方修正されるよりも下方修正されることが多いこと、株式市場はアナリスト予測よりも企業の利益に敏感に反応することを導き出している。また、Ohta and Yee (2008)は、買収提案を受けた企業の取締役会が、自発的にきわめて不正確な公正意見 (fairness opinion) を開示するメカニズムとインセンティブをオーディエンスが二世代の株主にわたるチープ・トーク・ゲームを用いて分析している。そこでは、公正意見の不正確さは、取締役会の私的なインセンティブと、取締役会と株主のあいだの情報の非対称性、新規株主の株式取得の取引コストに依存することが明らかにされている。取締役会に対するインセンティブのあり方がディスクロージャーに与える影響を分析しているという点で、コーポレート・ガバナンスとディスクロージャーの相互交渉を分析している点で新味があるといえよう。

一方、戦略的監査論の分野では、Patterson (1993)以来、会計監査人が追加的な情報を取得すると監査リスク(監査が失敗する確率)がかえって高くなってしまいうケースがあることが知られてきた。Patterson (1993)は、数値計算によって、そのようなケースがあることを示したが、分析対象となるモデルが複雑で数理的な分析がむずかしいため、どのような状況において追加的な情報取得が監査リスクを高めてしまうのかは、これまで明らかにされてこなかった。この問題に対して、Ohta (2008)は、Newman and Noel (1989)で提案された横領ゲームを簡略化した二項シグナル・モデルにおいて、追加情報が監査リ

スクをかえって高めてしまう条件を特定した。経営者が不正に関与する強いインセンティブを持つとき、あるいは、監査人が第一種の過誤を回避する強いインセンティブを持つとき、追加情報は、かえって監査リスクを高めることになる。この点について、Ohta (2009)は、シグナルが単調尤度比条件を充たず連続確率変数となる横領ゲームで、Ohta (2008)の結果を確認している。これによって、サーベインズ・オクスリー法などの、監査人の利得変数に影響を与える立法と監査基準の改訂の影響を分析することが可能となった。

また、Ohta (2008)は、経営者が企業資産など実体を操作する横領ゲームに加えて、経営者が会計情報を操作する粉飾ゲームも分析対象とした。粉飾ゲームにおいても、経営者が不正に関与する強いインセンティブを持つとき、追加情報がかえって監査リスクを高めてしまうのは同様であるが、追加情報取得が発見リスクには影響を与えないため、監査人の利得変数は、監査リスクに影響を与えない。このように、実体操作を対象とする内部統制と会計報告を対象とする監査においては、制度設計において着目すべきポイントが異なっている。ディスクロージャーとの関係において、コーポレート・ガバナンスを考察することの重要性がますます重要になってきているといえよう。

## 2. 研究の目的

本研究課題では、コーポレート・ガバナンスとディスクロージャーについて、経営者・取締役会、資本市場・製品市場の参加者、会計監査人、株主のあいだの関係を明示的にモデル化し、制度的詳細に踏み込んだ具体的な状況において、会計情報が果たす役割を分析する。

すべての利害関係者を同時にモデルに取り込むと、モデルが複雑になりすぎて、意味のある結果が導けないことが予想されるので、ディスクロージャーを行なう企業・経営者と公開された情報を受け取る株主との関係を基本とし、必要に応じて、別の利害関係者が関与した場合の影響を分析したい。

また、企業の利益操作を抑制する仕組みとして内部統制や会計監査が果たす役割について、戦略的監査論研究で得られた知見にもとづいて、分析を加える。ゲームの均衡に対して、比較静学や比較ゲーム分析の手法を適用することで、利害関係者のどの利得変数を操作すれば株主の利害を最大化できるのか、また、どうすれば企業の利益操作を効果的に抑制できるのかを明らかにし、今後の制度設計において、着眼すべきポイントを明確にすることを目標とする。とくに、比較制度分析の観点から、日本に固有の制度的仕組みが、企業の利害関係者にどのような影響を与え

ているのかを考察していく予定である。

### 3. 研究の方法

本研究課題の基本的な研究方法は、数理モデル分析である。したがって、会計的意義のある命題につながりそうな仮定を設け、その設定の下で、できるかぎり実証研究で検証可能な理論命題を証明することになる。モデル構築のアプローチとしては、いわゆるミニマリスト・アプローチを採用する。つまり、ある会計現象を再現するための最小限の数学的仮定がどのようなものかを考え、数学レベルを極限まで抑えて、理論的な結果をもたらしたドライビング・フォースを明らかにするように試みる。

ある程度の研究成果が出たあとは、そのモデル分析の内容と意義を理解する研究者との討論を通じて、モデルと結果の改良を試みるのが重要である。学術雑誌に投稿するのは当然であるが、その前に、学会や研究会で発表し、他の研究者からフィードバックを得る必要がある。現在、日本国内の分析的会計研究の研究者と定期的に研究会を開いているが、本研究課題のトピックについて研究している日本国内の研究者は少ないため、日本国内での討論には限界がある。国際学会や国際的なワークショップに積極的に参加して討議を深める必要がある。

### 4. 研究成果

価値関連性の実証研究では、株式時価総額を利益と自己資本で説明しようとする研究がほとんどであるのに対し、企業価値評価の分析的研究では、基本的に株式時価総額を残余利益と自己資本で説明する研究しか存在していない。そこで、株式時価総額を利益と自己資本で説明する理論モデルを構築した。

次に、アメリカの1995年私的証券訴訟改革法によって、監査人の責任が連帯責任制から比例責任制になった場合の分析的研究はすでにいくつか存在しているので、監査人について連帯責任制と有限責任制といった法制度のちがいが、監査リスクやその構成要素、監査報酬等にどのような影響が生じるのかを分析した。ベースとなるモデルは、第1種の過誤の可能性のない不正探索ゲームである。起業家は、企業の収益性が高いか低いかを観察してから、財務諸表を準備する。この財務諸表は、監査人によって監査される。監査人が適正意見を出した場合にかぎって、株主は起業家より企業の株式を譲り受け、一定の確率で、経営者と監査人に対して訴訟を起こす。以上のサブゲームを前提として、ゲームのはじめに起業家は、監査人に監査報酬を提示する。

このゲームにおいて、監査人の責任が無限（連帯）責任制のケースと有限責任制のケー

スとを比較ゲーム分析の手法を用いて、詳しく検討を行なった。

監査人に対する有限責任制を導入するケースでは、無限責任制のケースと比較して、固有リスクは増加するものの、発見リスクが減少することがすでにわかっている。しかし、固有リスクの増加は、つねに発見リスクの減少を上まわり、総体としての監査リスクはつねに増加する。また、発見リスクが減少するということは、監査努力が増大し監査の質が高くなるため、より多くの監査コストがかかる。したがって、監査報酬が増加することがわかった。

しかし、この設定では、監査の導入がつねに社会厚生を減少させることがわかった。そこで、投資プロジェクトにタイプを導入し分析を行なった。また、株式を購入した株主がつねに一定の確率で訴訟を起こすという設定に対して批判的なコメントが多いので、粉飾についての兆候を示す設定をモデルに組み込んだ。

このゲームでは、有限責任制の導入によって、固有リスクが高くなり、監査の質は高くなる（発見リスクが減少する）ものの、全体としての監査リスクが高くなるという結果が得られた。これは、完備情報のケースと同じである。他方、有限責任制の導入によって監査報酬がかえって高くなるのは、監査兆候シグナルがあまり情報提供的でないとき、監査報酬は増加することがわかった。

このほか、財務会計上の利益と税務会計上の所得との関係について、価値関連性の観点からモデル分析を行ない、確定決算主義にもとづく会計利益のほうがそうでない利益よりも価値関連性が高くなるための条件を特定した。具体的には、利益操作前の利益に含まれる不確実性が十分に大きい場合か、または、経営者の報酬スキームについて情報の非対称性があまり大きくない場合、確定決算主義にもとづく会計利益のほうが価値関連性が高いことがわかった。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計13件）

Qian Qian and Yasuhiro Ohta, "Threshold Effects in Market Performance and Accounting Performance," (査読あり), *Proceedings of the 23rd Asian Pacific Conference on International Accounting Issues* at Beijing, China, October 16-19, 2011.

Yutaro Murakami and Yasuhiro Ohta, "Conformity or Decoupling: A Comparative

Analysis of Different Tax Regimes,” (査読あり), *Proceedings of the 23rd Asian Pacific Conference on International Accounting Issues* at Beijing, China, October 16-19, 2011.

Yutaro Murakami and Yasuhiro Ohta, “Conformity or Decoupling: A Comparative Analysis of Different Tax Regimes,” (査読あり), *Proceedings of the 2011 American Accounting Association Annual Meeting* at Denver, Colorado U.S.A., August 9, 2011.

Yutaro Murakami and Yasuhiro Ohta, “Conformity or Decoupling: A Comparative Analysis of Different Tax Regimes,” (査読あり), *Proceedings of the 35th Canadian Academic Accounting Association Conference* at Toronto, Ontario, Canada, May 28, 2011.

Yutaro Murakami and Yasuhiro Ohta, “Conformity or Decoupling: A Comparative Analysis of Different Tax Regimes,” (査読あり), *Proceedings of the 34th Annual Congress of the European Accounting Association* at Rome, Italy, April 21, 2011.

Yasuhiro Ohta, “A Comparative Game Analysis on Limited Auditor Liability, Audit Quality, Audit Risk and Audit Fees,” (査読あり), *Proceedings of the 22nd Asian Pacific Conference on International Accounting Issues* at Gold Coast, Queensland, Australia, November 8, 2010.

Yutaro Murakami and Yasuhiro Ohta, “Conformity or Decoupling: A Comparative Analysis of Different Tax Regimes,” (査読あり), 日本会計研究学会年次総会, 東洋大学, 東京, 2010年9月9日。

Yasuhiro Ohta, “A Comparative Game Analysis on Limited Auditor Liability, Audit Quality, Audit Risk and Audit Fees,” (査読あり), *Proceedings of the 33rd Annual Congress of the European Accounting Association* at Istanbul, Turkey, May 19, 2010.

Yasuhiro Ohta, “A Comparative Game Analysis on Limited Auditor Liability, Audit Quality, Audit Risk and Audit Fees,” (査読あり), 第11回ディスクロージャー研究学会研究大会, 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス, 2009年11月22日。

Yasuhiro Ohta, “A Comparative Game Analysis on Limited Auditor Liability, Audit Quality, Audit Risk and Audit Fees,” (査読あり), 日本会計研究学会年次総会, 関西学院大学, 兵庫, 2009年9月4日。

Yasuhiro Ohta, “A Comparative Game Analysis on Limited Auditor Liability,

Audit Quality, Audit Risk and Audit Fees,” (招待講演・査読なし), The 2009 Korean Accounting Association Annual Meeting at Mungyeong, South Korea, June 18, 2009.

Yasuhiro Ohta, “Interpretability of Empirical Valuation Models in the Value Relevance Literature,” (査読あり), *Proceedings of the 33rd Canadian Academic Accounting Association Conference* at Montreal, Quebec, Canada, June 5, 2009.

Yasuhiro Ohta, “Interpretability of Empirical Valuation Models in the Value Relevance Literature,” (査読あり), *Proceedings of the 32nd Annual Congress of the European Accounting Association* at Tampere, Finland, May 15, 2009.

〔図書〕(計1件)

太田康広 編著、『分析的会計研究 企業会計のモデル分析』,(書籍・編著・査読なし), 中央経済社, 2010年7月, 280ページ。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

太田 康広 (OHTA YASUHIRO)

慶應義塾大学・大学院経営管理研究科・教授

研究者番号: 70420825